

JAB MS200-2009 D2.1 に対する意見提出者

(順不同、敬称略)

提出者名
齋藤祥三
小森秀司
財団法人 日本品質保証機構 (JQA) 品質推進室
児玉 勇太郎
財団法人 日本自動車研究所審査登録センター (JARI-RB)

JAB MS200-2009「マネジメントシステム認証機関の認定の手順」(D2.1)へのパブリックコメント及び処置対応案

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
1	齋藤祥三	6.2 項 6.3 項		T	6.2 項及び 6.3 項に於いて、 Auditor の能力についての規定が必要	Auditor に対する、審査 に於ける Auditee と の Collaboration 能力を含 む審査能力を規定する。	× : ご提案の趣旨は、認定審査員(Assessor)の審査能力(被審査側の認証機関とのCollaboration能力を含む)を規定することと思われます。 今回のコメント募集の対象であるMS200は、マネジメントシステム認証を提供する認証機関が、弊協会の認定審査及び認定を受けるための手順を規定するもので、認定機関と適合性評価MS認証機関との間の手順のみを扱っております。したがって、ご提案の内容を規定するには適切な文書ではなく、不採用とさせていただきます。 なお、ご提案の内容は、弊協会におきましても、認定審査の質を上げるために重要な内容であると判断いたしており、弊協会内部の審査員の選定、管理に関する手順の中で、審査員に必要な資質として既に規定し、運用いたしております。
2	小森秀司	7.2 項		Q	今回の改定項目についてではありませんが、認定審査	JIS Q 17011 7.5.9 項	× :

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
		11.3 項 12.5 項			<p>工数の設定に関係する事項として以下の質問があります。</p> <p>7.2 項、11.3 項、12.5 項は認定審査計画の作成 / 通知に関する規定であり、JIS Q 17011 7.5.9 項の規定に対応した項目となっていますが、JIS Q 17011 7.5.9 項で「認定機関は、審査日及びスケジュールについて適合性評価機関及び任命した審査チームと合意しなければならない。」と規定されているのに対し、「任命した審査チーム」との合意について記述がないのは、7.5.9 項の規定を満たしていることにならないのではないのでしょうか？</p> <p>また、もし本手順がMS認証機関に対する規定であることが反映されていない理由とされるなら、何をもちて認証機関に対する認定審査の審査日及びスケジュールについて「任命した審査チーム」の合意が得られていることを担保できるのでしょうか？</p>	<p>に基づき、「任命した審査チーム」との合意についての記述を追加するべきと思います。</p>	<p>MS200 は提案の内容を規定記述するには適切な文書ではないため、不採用とさせていただきますが、弊協会と任命した審査チームとの間の合意などの手順は、弊協会内部の手順で規定し、運用いたしております。</p> <p>1 もあわせてご参照ください。</p>
3	JQA 品質推進室	7.4.2	第 2 行	T	<p>改訂趣旨を「立会い対象活動の明確化」としながら、「…及びそれに関連する活動」という包括的な表現追加では明確化を謳った趣旨になじまない。現行規定の「組織審査の活動の全過程」をさらに不明確に拡大することになり賛成できない。</p>	<p>1 . 現行規定を維持すべき。</p> <p>2 . 仮に「及び」以下の追記が必須だとすれば、「…及びそれに関連する活動」が具体的に何をさすの</p>	<p>× :</p> <p>改定趣旨が言葉足らずで誤解を招き申し訳ありません。</p> <p>機関の審査チームが組織の所在地で実施する組織審査の活動以外に、前後に所在地又は所在地以外で行われる活動が、当該審査にとって非常に重要な位置を占める場</p>

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
						か、少なくともいくつかの典型的な活動については例示的でも列挙すべきである。	合があります。「…及びそれに関連する活動」は、そういった活動を表し、それらに立ち会う可能性を示すために追加いたしましたものです。 例示すべきとのご提案をいただきましたが、そのような活動の有無、内容は機関の手順によって、様々でありますので、例示することによって、かえって誤解を招くといった問題を生じる可能性が高いと考えられます。
4	JQA 品質推進室	11.5 付表 5		T	サーベイランス(定期/更新)における組織立会い件数の設定基準が明確でない。仮に貴協会の内規での運用であるとすれば甚だ不透明であり、かつ機関間の公平性担保の点でも甚だ疑問である。 (本件は現行規定上の問題点でもある)	(初回及び拡大審査に加え)サーベイランスにおける組織立会い件数の設定基準を付表 5 に追加すべきである。	× : 立会いの目的は、機関の能力についての確証を得ることであり、そのためには、必要な数の立会いを実施しなければなりません(JIS Q 17011 7.7.3)。 サーベイランス・更新審査における組織立会いをどのように行うかは、認証機関の各々に対し、その活動範囲、過去の審査結果に基づき設計した認定審査プログラムによって決定しています(JIS Q 17011 7.11.3)。また、認定審査プログラムの内容につきましては、個々の機関にご説明及びご意見を伺う機会を設けております。 「機関間の公平性担保」につきましては、各機関一律でなく、機関ごとの能力や活動範囲に応じて対応をすることが、より公平

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
							な対応であると判断いたしております。 また、弊協会の各機関に対する認定審査プログラムが、JIS Q 17011 に準拠して、公平に運営されているか否かは、IAF MLA の Peer Evaluation により、評価を受けることとなります。
5	児玉 勇太郎	11.11.2	6	G	「機関は、既に提出した文書類に変更がある場合は、遅延なく、変更の一覧表及び変更該当文書を本協会に提出するものとする。」の「既に提出した」が、次の協会からの要求通知までとすると、通年に渡ってとなり、全てのマネジメントシステム文書を変更する毎に提出することになり、回数、量共膨大になる。 従来どおり、現地審査用の文書の提出期限から、当該現地審査までの期間における文書類の変更に対しての要求事項と明示されたい。	機関は、 「サーベイランス期間ごと とサーベイランス現地審査に <u>先立ち</u> 、本協会が別途に通知する期限までに、…提出する。 機関は、 <u>サーベイランス現地審査までに</u> 、既に提出した文書類に変更がある場合は、…提出するものとする。	: ご指摘のような誤解発生しないように、ご提案の一部を採用し、11.11.2 を以下のとおり修正し、あわせて 12.5 も同様の修正を行います； 機関は、既に提出した文書類に変更がある場合は、 <u>該当するサーベイランスの現地審査が適切に実施されるよう</u> 、遅滞なく、…提出するものとする。
6	JQA 品質推進室	付表 3	備考 3	T	通訳を介して行う審査の最大工数を現行の 1.5 倍から一挙に 3 割増の 2.0 倍にする理由が明らかでないので、賛成できない。	通訳を介して行う審査に係る工数増加は、機関にとって費用増加要因となるので、工数上限を引き上げるについて明確な理由とそれを正当化する根拠がない限り、現行基準を	× : 通訳を介する場合、会話に要する時間が基本的には 2 倍になります。しかし、審査には、インタビュー以外に、文書や現場の確認の時間もあり、それらは、インタビューと異なり、必ずしも 2 倍の時間を要するとは限らず、工数削減の要因となりますが、個々の審査によって、インタビューとその他の活動の比率はまちまちです。 これらの要素を考慮して、単純に 2 倍とす

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
						維持すべきである。	るのではなく、上限を2倍といたしましたものです。
7	JQA 品質推進室	付表3	備考 6 . 7 . 及び 8	T Q	現行規定は、工数追加の要件が明確であった。しかるに改定案では、何らの明確な基準もなく工数追加に関する認定機関の裁量範囲を拡大するものである。よって賛成できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・備考6について 現行規定と同様の趣旨で、経済活動分野数及び認証件数で明確な基準を設定すべきである。 ・備考7について 現行規定と同様、不適合数による基準を維持すべきである。どうしても不適合の内容に応じた追加工数基準を導入する必要があるのであれば、工数追加が必要な場合を例示的にでも列挙すべきである。 ・備考8について 予備訪問及び臨時審査にいたっては上限設定すらない。臨時審査については予めあらゆる事態を想定して上限を設定することは困難とも考え 	<p>× :</p> <p>現行規定は、単純に数を基準とするものだったが、今回の改定で質的な配慮を行うようにしたものです。</p> <p>備考6の場合、活動分野の種類によって審査に要する時間が左右することは十分に考えられ、単純に数で切り分けるのは不適切であると考えております。</p> <p>備考7も同様に、不適合の内容によって確認に要する時間は左右されます。しかし内容は個別で多岐にわたるため、ケースバイケースの判断となり、例示することによって、かえって誤解を招くといった問題を生じる可能性が高いと考えられます。</p> <p>備考8の予備審査、臨時審査は、個々のケースごとに審査の内容が決定され、それに応じた工数となるため、一律に定めることはできません。</p>

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
						られるが、予備訪問についてはかかる問題は少ないと考えるので、上限設定すべきである。	
8	JQA 品質推進室	付表 4 - 4	4	T	但し書き適用の基準について例示的に要件を示す必要がある。改定案では但し書き適用の可否判断はいわば貴協会の自由裁量となっており、規定文言からは、但し書きの適用が認められる余地は極めて狭いように思われる。しかしながら昨今、特に初回審査が減少している中では、組織審査の拡大やサーベイランスについても、極力立会いの対象にする方向での認定基準の見直しが必須である。	但し書き適用の基準を例示的にも列挙して規定の中で明確化すべきである。	× : 今回の改定は、従来、組織審査立会の対象を組織審査の初回又は再認証に限っていたものを、「組織審査の拡大やサーベイランスについても、極力立会いの対象にする方向」を意図したものです。これを適用することによって、認証機関の審査実績・予定に柔軟に対応できるようになります。どのような場合に但し書きが適用されるかは、各認証機関の実績や、当該組織に対する審査計画に基づき判断することになりますので、例示することによって、かえって誤解を招くといった問題を生じる可能性が高いと考えられます。
9	JQA 品質推進室	付属書 D	D2	T	認定機関として組織が審査立会を拒絶することを正当化する場合の判断基準及び事例を例示的列挙すべきである。 組織が拒絶した場合には実質的に当該組織が他機関で認定マーク付の認証文書を取得する方途を著しく狭める重い制限を課することにつながることに徴し、規定適	貴協会が、組織が審査立会を拒絶することを正当事由ありとして認める判断基準を、事例の例示的列挙とともに規定文言上、明らかにすべきである。	× : 組織が審査立会を拒絶する状況は千差万別ですので、個別のケースに柔軟に対応したいと考えています。したがって、判断基準を例示をすることで、かえって限定されてしまい、柔軟性を失うのではないかと危惧しています。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					用の公平性・透明性を担保する上で組織立会いを拒絶することが正当化される基準も具体的に記述されるべきである。		
10	JQA 品質推進室	付属書 D	D3・ D5 (5. 1、 5.2、 5.3)	Q	組織審査立会に係る本件付属書 D 案に記述された内容は、条項 D3 に典型的に表象されているとおり海外の認定機関も巻き込んで、組織審査の立会い拒否規制の実効性をさらに強化される趣旨と受け止めているが、貴協会がかかる規制を認定基準として導入されることについての国際的な認定基準との整合性が明らかではない。適合性評価に係る第三者認証は本来、国境線を跨ぐ国際的な制度として内外無差別に運用されることを前提としていることから、貴協会の取扱いが国際ルールに比して突出している場合には、貴協会の認定を受ける機関、さらには当該機関から審査・認証を受ける組織とそうでない機関及び組織との間に取扱い上の公平性を著しく欠く結果となりかねない。	1. 付属書 D3 及び D5 について、これらの規定導入の裏づけとなる国際的な認定基準文書上の根拠を明らかにするよう求める。 2. 他の IAF メンバーのいずれの認定機関も貴協会と同趣旨の規定を置いているのか確認を求めたい。	× : 認定機関の立会いを受けるのは、第三者認証を求める組織にとって、認証に付随する義務です。しかし、これが必ずしも適切に認識され、守られていないのではないかと懸念しています。その問題の 1 つが、立会いを逃れるために認定・認証機関を変えるということです。 このような問題を防ぎ、国内外で差別のない運用が行われるように、他の認証機関や IAF メンバー認定機関への通知 (D.3) も含めてこの付属書を作成しています。 この問題について国際的に定められたルールは未だありません。しかし、国内認定機関と海外認定機関との協力が国際的な取り組みとして進められており、弊協会の活動もそれに沿ったものと認識しております。
11	JQA 品質推進室	付属書 D	D.5	T	D2 のコメント内容と実質的に同様。	趣旨は同上。貴協会が、組織の審査立会い受け入れ拒絶を認める正当事由の判断基準と事例	× : No.9 参照

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
						の例示的列挙を規定文言上明らかにすべきである。	
12	JARI-RB	D5.3	2	T	初回審査でのケースもありうる為、認証文書は既存とは限らない。	「 既存の 認証文書の扱いについて」(“既存の”を削除)へ修正。	: 「既存の認証文書」「認証」と修正いたします。
13	JARI-RB	D5.3 b)		T	本来、第三者認証を前提に組織は審査を希望しているので、この意図を織り込んだ内容に修正する。 また、D2 項対応も兼ねる。	「認定された認証文書を希望しない。」へ変更。	×: この項では、当該認証の取扱いに関して、組織の取り得る選択肢を示しております。
14	JQA 品質推進室	全般		G	上記各項目についてのコメントで具体的に述べてきたとおり、MS200 改定案の主要項目において、貴協会の自由裁量に委ねられる事項がさらに増したように思われる。しかしながら認定・認証制度を巡る環境変化の中で、認定・認証にかかわる各関係者が、各々の責任領域内でさらに透明度の高い活動を求められているものと考ええる。認定基準の設定・運営を通じて本件制度全般に重要な影響力を及ぼす貴協会におかれては、認定基準中の貴協会の判断で決せられる事項について、率先して判断基準の明確化・透明化に努める必要があると考える。	上記各項目において判断基準の明確化の観点から改定案の見直しを求めた事項については、改めて再検討を求める。その上で採否いずれの場合も、その理由を開示するよう求める。	採否の理由は上記各項目に示しました。 認定活動において透明性を高めることは、弊協会の目指すところでもあります。しかし、この問題と、弊協会の裁量部分が増すこととは、直接結びつくものではないと考えております。 今回の改定は、従来、数で一律に決めていた事項を、認証機関の個別の状況を配慮してきめ細かに対応しようという意図に基づくものであることをご理解いただきたくお願いいたします。